

HIV確認検査結果通知実施要領

大阪市保健所感染症対策課

1 目的

HIV確認検査を実施した場合、受検者本人へ結果が記載された検査結果通知書を発行することで、正しい検査結果を確実に伝え、必要時受診に結びつけることを目的とする。

2 対象

HIV一次検査結果陽性者

3 内容

HIV確認検査結果について、大阪健康安全基盤研究所から保健所、保健所から該当区保健福祉センター（以下、保健福祉センター）へ報告する。

保健所は、保健福祉センターへ電子メールで結果通知書を送付する。

保健福祉センターは、HIV確認検査結果通知書を印刷し本人へ発行する。

4 方法 <様式4、6参照>

※様式はHIV/エイズ検査・相談マニュアルを使用

一次検査は、保健福祉センターにおける通常検査の場合は一次検査委託業者で CLIA 法を、即日検査・保健所が実施する検査の場合は保健衛生検査所で IC 法を行う。

- (1) 一次検査委託業者及び保健衛生検査所は、HIV一次検査を実施し、検査結果が陽性である場合、保健所感染症対策課へ電話連絡をする。
- (2) 連絡をうけた保健所感染症対策課は、大阪健康安全基盤研究所へ電話連絡をして HIV一次検査結果を伝え、HIV確認検査を依頼し、併せて「HIV確認検査依頼書」と「HIV確認検査結果報告様式」を、パスワードをかけたうえで電子メールにて大阪健康安全基盤研究所の指定アドレスへ送信する。
- (3) 一次検査委託業者及び保健衛生検査所は、検体を大阪健康安全基盤研究所へ搬入する。
- (4) 大阪健康安全基盤研究所は、国立感染症研究所病原体検出マニュアルに基づき、HIV確認検査を実施する。
- (5) 大阪健康安全基盤研究所は、(4) の結果を「HIV確認検査結果報告様式」に記入し、パスワードをかけたうえで電子メールにて保健所感染症対策課の指定のアドレスへ送信する。

- (6) 保健所感染症対策課は、保健福祉センターの組織アドレスへ電子メールにて、HIV確認検査結果の記入された「HIV確認検査結果通知書」を、パスワードをかけたうえで送信する。併せて当該保健福祉センターへ電話連絡する（電子メール送信時は、即日検査の確認検査の場合は、保健衛生検査所へCCにて送付する）。保健所が実施する検査の場合は、保健衛生検査所のみに結果を送付する。
- (7) 保健福祉センターは、「HIV確認検査結果通知書」を印刷し、受検者本人あて発行する。保健所が実施する検査の場合は、保健所感染症対策課が発行する。

附則

この実施要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、令和5年4月1日から適用する。

附則

この実施要領は、令和7年4月1日から適用する。